

平成十八年五月十七日提出
質問第一一六五号

遺棄化学兵器に関する質問主意書

提出者
鈴木宗男

遺棄化学兵器に関する質問主意書

- 一 化学兵器の定義如何。
- 二 遺棄化学兵器の定義如何。
- 三 「正論」二〇〇六年六月号は水間政憲氏執筆の論文「スクープ！ 遺棄化学兵器」は中国に引き渡されていた」（以下、「水間論文」という。）を掲載しているが、政府は「水間論文」の存在を承知しているか。
- 四 現在、日本政府は中国において遺棄化学兵器の廃棄を行っていると承知するが、その法令上の根拠を明らかにされたい。
- 五 太平洋戦争の終戦時に、日本軍が中国軍もしくはソ連軍に対して引き渡した化学兵器を日本政府は廃棄する義務を負うか。
- 六 「水間論文」によれば、日本の民間団体に引き渡された約六百冊の兵器引継書が存在するが、これまで政府はかかる文書の存在について承知していたか。
- 七 「正論」二〇〇六年六月号のグラビアに掲載された「スクープ旧日本軍兵器引継書」で言及されている

「三八式野砲九〇式代用弾（甲）」、「四年式十五榴弾砲榴弾」、「四一式山砲榴弾甲」、「四一式山砲榴弾乙」は化学兵器に該当するか。

右質問する。